

通達甲（副監. 警. 人1. 庶）第4号

平成29年3月28日

存 続 期 間

部 長 、 参 事 官
各 殿
所 属 長

副 総 監

サイバーセキュリティ総合対策推進要綱の制定について

このたび、別添のとおり、サイバーセキュリティ総合対策推進要綱を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

サイバーセキュリティ総合対策推進要綱

第1 目的

この要綱は、複雑多様化するサイバー空間の脅威に対処するため、司令塔機能を強化する体制を整備し、警視庁が有する人的及び物的資源の部門横断的かつ効果的な活用等警察力を結集した総合的なサイバーセキュリティ対策の推進に必要な事項を定め、もってサイバー空間における都民生活及び社会経済活動の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 準拠

サイバーセキュリティ対策の推進については、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 対策本部の任務

サイバーセキュリティ対策本部（以下「対策本部」という。）は、サイバーセキュリティ対策推進の司令塔として、サイバー空間の脅威に対する部門間の連携を強化し、警察力を結集した効果的な対策を推進するため、次に掲げる任務を行うものとする。

1 サイバーセキュリティ戦略の策定等

(1) サイバーセキュリティ戦略の策定

サイバー空間の情勢に応じて、各所属が具体的に取り組むべきサイバーセキュリティ対策の基本方針及び重点施策となるサイバーセキュリティ戦略を別に定めるものとする。

(2) 推進状況の検証

サイバーセキュリティ戦略の推進状況について、各所属から報告を求める等して、検証を行うものとする。

2 情報の共有

各所属からの報告を受け、又は協力を得て、サイバー犯罪、サイバー攻撃その他サイバー空間の脅威に関する情報の集約及び分析を行い、サイバーセキュリティに関する情勢その他サイバーセキュリティ対策に関する情報を発信し、部門間の共有を推進するものとする。

3 捜査支援、技術支援等

(1) 連携態勢の整備

サイバー空間の脅威への対処又は脅威の低減に資する部門横断的な連携態勢の構築について、関係所属と連携及び調整を行うとともに、高い専門性を有する部署による技術支援が的確に行われるよう総合調整を行うものとする。

(2) 対応チームによる支援

中小企業等からのサイバーセキュリティに関する事件等の相談に対応するチームを対策本部に置き、事案に応じ現場臨場を行い、事業者に対して指導を行うとともに、警察署が行う捜査の支援を行うものとする。

(3) 物的支援

資機材等について、各所属の配備状況を把握し、その活用状況を検証し、導入、配備等の整備に係る総合調整を行うものとする。

(4) 教養の推進

関係所属と緊密に連携し、サイバー犯罪事案、サイバー攻撃事案等の擬律判断、証拠保全等の捜査並びに相談者に対する指導及び助言が的確に行われるよう、捜査員に対する教養の充実を図るものとする。

(5) 大規模サイバー攻撃事態等への対処

大規模サイバー攻撃事態その他本部長が指定する事案について、関係所属と緊密に連携し、速やかに情報の集約その他必要な調整を行い、初動措置等の支援を行うものとする。

(6) 特異事案への対処

警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）第14条に規定する特異事案の発生に際して、警視庁CSIRTと連携し、支援等に当たるものとする。

4 人材育成等

(1) 有為な人材の確保

関係所属の協力を得て、サイバーセキュリティに関して、専門的な知識及び能力を有する者の採用計画及び登用計画を企画立案するとともに、人事部門と連携し、人材確保のため、多様な媒体を活用した情報発信を強化する等積極的な採用活動を推進するものとする。

(2) 人材の育成

幹部をはじめとする職員のサイバーセキュリティ対処能力の強化、専門的な知識及び能力を有する職員の育成等のための教養の充実等を推進するものとする。

(3) 専門的な知識及び能力を有する職員の配置

関係所属と連絡調整を行うとともに、人事部門と緊密に連携し、専門的な能力及び知識を有する職員の配置を行うものとする。

5 関係機関等と連携した取組

(1) 関係機関等の連携

関係機関、民間事業者等（以下「関係機関等」という。）を対象とした新たな枠組みを構築する等社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上及び取締り環境の更なる整備を推進するほか、関係所属が行うサイバーセキュリティに関する関係機関等とのパートナーシップ強化のための取組について連絡調整を行うものとする。

(2) 都民のサイバーセキュリティ意識の向上

サイバー空間における都民の安全・安心を確保するための各種広報啓発活動を行うとともに、サイバー防犯ボランティア等の自主的な被害防止活動について関係所属と連携し、都民のサイバーセキュリティ意識の向上に努めるものとする。

6 堅牢な情報セキュリティの実現

情報管理課と連携し、職員の更なる情報セキュリティ意識の向上のための諸対策を推進するとともに、情報セキュリティインシデントに対処できるよう、対処訓練、教養その他の取組の企画及び調整を行うものとする。

7 その他サイバー空間の脅威への対応

本部長は、その他対策本部が対応すべき事項が発生した場合は、関係所属と調整の上、その都度対処方針について指示するものとする。

第4 警察署の推進体制等

1 体制

警察署長は、自らを総括責任者、副署長（島部警察署にあつては次長）を責任者、各課長（島部警察署にあつては各係長）を補助者とし、管内の情勢に応じたサイバーセキュリティ対策を推進するものとする。

2 運営

(1) 総括責任者は、管内におけるサイバー犯罪事案及びサイバー攻撃事案に対する相談及び取締り、警察情報システムの運用等の実態把握に平素から努めるとともに、サイバー犯罪及びサイバー攻撃に的確に対処できるよう、対策本部の下、関係所属と連携し、署員の捜査能力等の向上、管内事業者等との連携体制の構築及び強化、広報啓発活動の推進並びに警察情報システムにおける情報セキュリティの向上のための諸対策を推進するものとする。

(2) 責任者は、総括責任者の命を受けて、各課間の連絡調整を行い、補助者を指揮して、諸対策の推進状況の集約、管理及び検証並びに事案対処に当たるものとする。

(3) 補助者は、所要の要員を指揮して具体的な諸対策の実施及び事案対処に当たるものとする。

第5 警視庁本部及び方面本部の任務

1 本部各部

各部長は、所管業務を通じ、サイバーセキュリティ対策を推進するものとする。

2 方面本部

方面本部長は、サイバーセキュリティ対策に関して、担当方面区内の警察署間の連絡調整を行うものとする。

第6 その他

サイバー犯罪の捜査及び対策、サイバー攻撃等の捜査及び対策並びに情報セキュリティ対策の詳細については、対策本部と緊密に連携した上で、それぞれ生活安全部長、公安部長及び総務部長が別に定めるものとする。